

○恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年3月31日

規則第15号

改正 平成18年2月6日規則第3号

平成19年3月31日規則第20号

平成19年11月7日規則第34号

平成20年9月1日規則第23号

平成22年3月29日規則第4号

平成22年12月28日規則第27号

平成23年11月25日規則第25号

平成24年12月3日規則第43号

平成25年4月1日規則第19号

平成28年4月1日規則第29号

平成30年6月15日規則第24号

平成30年7月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第7号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(募集の告示)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申込みの資格(以下「申込資格」という。)
- (3) 申込みを受け付ける期間
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (9) その他市長が別に定める事項

2 市長は、前項各号に掲げる事項を告示する場合にあっては、恵庭市公告式条例(昭和25年条例第8号)第2条第2項に規定する掲示場での掲示、広報誌への掲載等必要な措置を講じなければならない。

(申込書等)

第4条 条例第3条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者指定申込書(様式第1号)

(2) 申込資格を有していることを証する書類

ア 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

ウ 申込資格申立書(様式第2号)

エ 同意書(法人用)(様式第2号の2)又は同意書(代表者個人用)(様式第2号の3)

(3) 対象となる公の施設の第6条に規定する期間内における各年度の事業計画書及び収支予算書

(4) 当該団体の経営状況を証明する書類

ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体に限る。)

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書類(作成している団体に限る。)

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を行っている団体に限る。)

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

カ その他市長が必要と認める書類

(申込みの変更)

第5条 前条の規定により、提出した書類に変更等がある場合は、指定管理者指定申込変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は、指定管理者指定申込変更承認通知書(様式第4号)により、その可否を通知しなければならない。

(指定の期間)

第6条 指定管理者を指定する期間は、市長が効率的な管理運営を考慮し定める。

(通知)

第7条 条例第7条に規定する選定結果の通知は、指定管理者候補選定結果通知書(様式第5号)によるものとする。

2 条例第8条第1項に規定する議会の議決を経て指定管理者として指定する場合は、指定管理者指定決定通知書(様式第6号)により通知し、同項に規定する議会の議決が得られず指定管理者として指定しない場合は、指定管理者指定結果通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(告示)

第8条 条例第8条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、様式第8号によるものとする。

(指定の取消等)

第9条 条例第11条の規定による指定管理者の指定の取消等は、指定管理者指定取消等通知書(様式第9号)によるものとする。

(事業報告書)

第10条 条例第14条の規定による事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第10号)によるものとする。

(選定委員会の組織等)

第11条 条例第15条に規定する選定委員会は、外部委員及び内部委員をもって組織し、委員長は委員の互選により選出する。

2 外部委員は、学識経験者3名とし、市長が委嘱する。

3 外部委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 外部委員は、再任されることができる。

5 内部委員は、総務部長及び企画振興部長とする。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

8 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

9 選定委員会の事務局は、総務部財務室契約課に置く。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月6日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月7日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月29日規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月28日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年11月25日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月3日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第29号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第3条の規定による改正後の恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づく決定等に係る審査請求について適用し、施行日前にされた恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づく決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年6月15日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年7月31日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 込 書

年 月 日

恵庭市長 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者の氏名



恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定による指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申込みます。

記

1 施設の名称及び所在地

施設の名称

施設の所在地

2 提出書類

- (1) 法人の登記事項証明書(法人の場合)
- (2) 団体の定款、寄付行為、規約その他これに相当する書類
- (3) 申込資格申立書(様式第2号)
- (4) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (5) 管理に係る収支計画書
- (6) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(すでに財産的取引活動をしている団体のみ)
- (7) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している者のみ)
- (8) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(すでに財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)
- (9) 団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書
- (10) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類()

※提出する書類にレ点を記入すること。

3 担当者名及び連絡先

様式第2号(第4条関係)

申 込 資 格 申 立 書

年 月 日

恵庭市長 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者の氏名



恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定の申込みをしたいので、(公の施設の名称)の指定管理者の募集に係る申込資格について、同条例第4条第1項各号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

また、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に該当の有無について、所轄の警察署長宛に調査することを承諾します。

添付書類

- 団体の代表者個人の身分証明書(法人以外の場合)
- 市税(法人市民税、個人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、特別土地保有税)を恵庭市に納めるべき法人等及びその代表者個人並びに法人以外の団体代表者個人の「市税の閲覧に関する同意書」(様式第2号の2又は第2号の3)
- 国税(消費税、地方消費税)を納めるべき法人等の税務署が発行する納税証明書

※該当する項目にレ点を記入すること。

様式第2号の2（第4条関係）

同 意 書（法人用）

恵庭市の指定管理者指定の申込みに際し、当社（団体）の市税の納付状況（ 年度以前の課税分）を調査することに同意致します。

年 月 日

恵庭市長 様

同意者住所 _____

会社(団体)名 _____

代表者職氏名 _____ 印

納 税 確 認 書

年 度 年度以前分

- 納付状況
- 1 未納の無いことを確認
 - 2 滞納有り（納入制約済み）
 - 3 滞納有り

税 目

- ・法人市民税
- ・固定資産税／都市計画税
- ・特別土地保有税
- ・軽自動車税
- ・特別徴収

*該当項目に○

年 月 日

納税課

印

様式第2号の3（第4条関係）

同意書（代表者個人用）

恵庭市の指定管理者指定の申込みに際し、私の市税の納付状況（ 年度以前の課税分）を調査することに同意致します。

年 月 日

恵庭市長 様

同意者住所 _____

同意者氏名 _____ 印

納税確認書

年 度 年度以前分

- 納付状況
- 1 未納の無いことを確認
 - 2 滞納有り（納入制約済み）
 - 3 滞納有り

税 目

- ・個人市民税
- ・固定資産税／都市計画税
- ・特別土地保有税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

*該当項目に○

年 月 日

納税課

印

様式第3号(第5条関係)

指定管理者指定申込変更申請書

年 月 日

恵庭市長 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者の氏名



指定管理者の指定の募集に当たり提出した申込書又はその添付書類の内容について変更したいので、次のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

様式第4号(第5条関係)

指定管理者指定申込変更承認通知書

(文 書 番 号)
年 月 日

様

恵庭市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者指定申込変更について、次のとおり
通知します。

記

1 公の施設の名称

2 変更承認の可否

承認します。

承認しません。

3 変更承認する場合の条件

4 変更承認しない場合の理由

様式第5号(第7条関係)

指定管理者候補選定結果通知書

(文書番号)

年 月 日

様

恵庭市長 印

恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定により、指定管理者候補選定結果を通知します。

記

1 公の施設の名称

2 選定結果

- 指定管理者の候補者として選定する。
- 指定管理者の候補者として選定しない。

3 選定しない場合の理由

(教示)

- この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第7条関係)

指定管理者指定決定通知書

(文書番号)
年 月 日

様

恵庭市長 印

年 月 日付けで申込みのありました公の施設の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり貴社(貴団体)を指定することと決定いたしましたので、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称

施設の所在地

2 指定期間

年 月 日 から 年 月 日まで

※詳細については、別途締結する協定により定めるものとします。

様式第7号(第7条関係)

指定管理者指定結果通知書

(文 書 番 号)
年 月 日

様

恵庭市長 印

年 月 日付けで申込みのありました下記の公の施設の指定管理者の指定につきましては、貴社(貴団体)は指定に至りませんでしたので、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

公の施設の名称
施設の名称 _____

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第8条関係)

恵庭市告示第 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第7号)第8条第2項の規定により、次のとおり告示する。

年 月 日

恵庭市長 印

記

1 指定管理者の名称

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称

施設の所在地

3 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号(第9条関係)

指定管理者指定取消等通知書

(文 書 番 号)
年 月 日

様

恵庭市長 印

恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第11条の規定により、指定管理者の指定取消等について次のとおり通知します。

記

1 取消区分

- 指定管理者の指定を取り消す。
- 指定管理者としての管理業務の全部又は一部の停止を命ずる。
停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
一部を停止する管理業務の範囲

2 管理業務を行った公の施設の名称

3 取消等の理由

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第10号(第10条関係)

指 定 管 理 者 事 業 報 告 書

年 月 日

恵庭市長 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者の氏名



恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第14条により、次のとおり報告
します。

記

1 管理業務を行った公の施設の名称

2 管理業務の実施期間

年 月 日 から

年 月 日まで

3 管理業務の実施状況及び利用状況

4 利用に係る料金の収入実績

5 管理に係る経費の収支実績

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第2号の2(第4条関係)

様式第2号の3(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第9条関係)

様式第10号(第10条関係)